

議案第247号

土地の処分について

次の土地を売り払う。

位 置 大阪市大正区船町1丁目5番4及び船町1丁目7番8

面 積 62,939.05平方メートル

契約金額 1,372,071,290円

平成27年9月25日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

本市所有地を大正プロパティ―特定目的会社に売り払うため、大阪市財産条例第2条の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

大阪市財産条例（抄）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法という。）第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件20,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。